

令和7年4月1日より

脱炭素奨励金を創設します！



令和4年7月ゼロカーボンシティ宣言をしている赤穂市では、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指しています。

脱炭素社会の実現には、行政、市民、事業者の連携協力が不可欠であり、特に産業分野における二酸化炭素の削減は大きな役割を果たすものと考えております。

産業分野における脱炭素化を促進するために、令和7年4月1日より、工場立地促進条例に『脱炭素に資する設備投資』に対する奨励金の制度を設けます。

奨励措置	対象となる設備投資等について、操業開始後最初に賦課される年度から3年度間の固定資産税（1.4%）相当額の50%を支給 ※限度額3年度合計1億円	
投下固定資産総額	大企業 5,000万円以上 中小企業 1,000万円以上	※固定資産税が課税される投資に限る
対象業種	製造業／情報サービス業／道路貨物運送業／倉庫業又は梱包業 ※既存条例と同様	
立地場所	工業専用地域／工業地域／準工業地域／その他要件あり	
対象となる設備投資	二酸化炭素排出量の削減に貢献する設備投資であることを指定事業者の代表者が証明できる設備、建屋、土地例）燃料を再生可能エネルギーに転換するための設備更新 生産設備や空調設備を省電力の設備に更新する場合	
指定申請	着工日の30日前までに所定の関係書類を提出	



【お問い合わせ】

赤穂市 産業振興部 商工課 企業立地推進担当

TEL：43-6838 FAX：46-3400 Mail：kigyoritchi@city.ako.lg.jp

詳細
様式は
赤穂市
HP→→



令和7年4月1日より脱炭素奨励金を追加！

工場立地促進条例に基づく 奨励金制度のご案内

赤穂市では、立地企業への設備投資を促進するとともに、企業誘致につなげるため、工場立地促進条例に基づく奨励金制度を設けています。

令和7年4月1日より、産業分野における脱炭素化を促進するために、工場立地促進条例に『脱炭素に資する設備投資』に対する奨励金の制度を設けます。

対象業種	製造業／情報サービス業／道路貨物運送業／倉庫業又は梱包業	
立地場所	工業専用地域／工業地域／準工業地域／その他要件あり	
奨励金種別	工場設置奨励金・雇用奨励金	脱炭素奨励金 NEW!
投下固定資産総額	大企業 3億円以上 中小企業 3,000万円以上	大企業 5,000万円以上 中小企業 1,000万円以上
新規雇用者	大企業 3人以上 中小企業 1人以上	
奨励措置	【工場設置奨励金】 対象となる設備投資等について、操業開始後最初に賦課される年度から3年度間の <u>固定資産税（1.4%）相当額のうち新規雇用者数に応じた割合を支給</u> ※大企業 5人以上75% 3～4人50% ※中小企業 3人以上100% 2人75% 1人50% 【雇用奨励金】 操業開始後1年を経過した日の属する年度から2年度間の常用新規雇用者について1人20万円支給	二酸化炭素排出量の削減に貢献する設備投資について、操業開始後最初に賦課される年度から3年度間の <u>固定資産税（1.4%）相当額の50%を支給</u>
限度額	【設置】 3年度間 合計5億円 【雇用】 2年度間 合計2,000万円	3年度間 合計1億円
指定申請	着工日の30日前までに所定の関係書類を提出	

【お問い合わせ】

赤穂市 産業振興部 商工課 企業立地推進担当
TEL：43-6838 FAX：46-3400 Mail：kigyoritchi@city.ako.lg.jp

詳細
様式は
赤穂市
HP→→

